



福島市告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成28年 1月 8日

福島市長 小林 香

- 1 区 域 大波地区の一部  
(別紙のとおり)

編入する字名	同上に編入される区域	
大波字寺脇	大波字寺上	二の二、三の二、四の二及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
大波字藤四郎内	大波字若地	五の二、六の二、六の三、九の四及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部
大波字滝ノ入	大波字寺入	一六
大波字柵町前	大波字柵町前	三五のイ、三九及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の一部
大波字上滝内	大波字石田	二六及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の一部
大波字小滝ノ入	大波字藤四郎内	二三の六、二三の七、二三の九
大波字石田	大波字滝ノ入	一の二及びこれらに隣接する道路、水路である公有地の一部
大波字滝ノ入山	大波字小豆畑	二の二の四、二三の一の一部及びこれらに隣接介在する道路、水路である公有地の一部
大波字滝ノ入	大波字小豆畑	一の一
大波字滝ノ入	大波字小豆畑	一の五、二の三及びこれらに隣接介在する道路である公有地の全部